

令和元年第12回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年12月5日(木) 15時30分から16時13分

2. 開催場所 香美市中央公民館1F大ホール

3. 出席委員 (16名)

会長	19番 原 心一
会長職務代理	7番 森安 正
委員	1番 水田 義郎 2番 平山 則雄 4番 森田 良彦 5番 岡田 修一 6番 堤 昭雄 8番 宗石 和彦 9番 西村 広幸 12番 三木 克司 13番 上島 陽子 14番 鍵山 佳広 15番 小松 和啓 16番 三谷 富重 17番 山内 茂 18番 岡本 博臣

4. 欠席委員 (3名)

3番 横山 実男 10番 西岡 久 11番 山崎 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 農地法第5条の規定による届出について(報告)
第5号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第6号 香美市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の判定について
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恒久
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	公文 正志
農地主事	野島 和仁
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議長

開会(15時30分)

皆さん、こんにちは。今日はですね、会場がちょっと変わっておりまして、皆さん方も車を置いたりするのに大変ご苦労があったと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。また、今後もですね、山田でやる場合については庁舎の方が駐車場の絡みで、なかなか使いにくいかもわかりません。場所が変わって、ここに、これから山田でやる場合にはなるかもわからんので、よろしくお願ひをしたいと思います。

今日の会につきましては、本年度、年度で、年でいいますと、最後の会になるわけですが、寒い時期を迎えまして、皆さん方も大変ご苦労があろうかと思います。今日は恒例のですね、あと忘年会も予定しておりますが、いろいろ会

が重なりまして出席される方が若干少ないというふうにも聞いておりますけれども、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは令和元年度の12月の第12回の会を進めて参りたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

本日のですね、欠席は西岡委員、山崎委員、横山委員からですね、横山さんは欠席になるかどうかわからんというふうな話でしたけれども、まだ本人が見えておりませんので欠席になるんじゃないだろうかというふうな思いをしております。

そういうことで本日のですね、議事録署名人につきましては、三谷委員と山内委員にお願いをしたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

なお、議案に訂正が有りますので、先に訂正を頂いて、それから議題に進んでいきたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

事務局 それでは議案の訂正をお願いします。

議案書のページ、5ページになります。申請番号2番の面積なんんですけども、377m²になってますが、こちらを360m²に訂正をお願い致します。それに伴いまして、面積の右側にも377と入っているところですけども、そこも360にお願い致します。以上です。

議長 訂正が有りましたので修正をしていただいたと思います。

それでは引き続きまして本日の議題に入りたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字連福寺332番、地目は田、面積は495m²、外2筆、計3筆で合計面積1,129m²、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は10,069.61m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり500,000円で総額564,500円です。

2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町五王堂字下加治屋1070番、地目は畑、面積は125m²、外1筆、計2筆で合計面積141m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は5,643m²、譲渡理由は贈与（その他）、譲受理由は受贈（その他）、資料は2です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上、説明が有りましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、農地法第3条の案件につきましてご質問がある方は举手をお願いしたいと思います。格段ご質問有りませんかね。

-----質 疑 な し -----

議長 質問が無いようですので、採決に入っていきたいと思いますので、よろしくお願ひを致します。

はい、それでは議案1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の举手をお願いします。

——全員挙手——

- 議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。
- 事務局　　議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町岩改字駒士越3148番2、地目は田、面積は3,392m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]
転用目的は植林、転用事由は「申請地は水源地の一部で有り、景観を保ち水を保全する必要が有ります。長年地域住民により、この土地を耕作してきましたが、山の上に有り、かつ山林に囲まれた日当たりの悪い土地で、近年は過疎高齢に加えて水不足、更に有害鳥獣の被害により、大変苦労をして水田の維持を行って来ましたが、耕作放棄となりました。また、果樹などを植えても有害鳥獣の対策が困難であるため、農地として維持することは不可能です。申請地を植林し、景観を守り、水を保全する必要となりました。」ということです。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地（第2種農地）になります。調査員は小松 和啓委員で資料は3です。以上です。
- 議長　　小松さん、補足説明をお願いします。
- 委員（15番）　　資料の3-1を見て下さい。この下の図面で左の方に集落が見えておりますが、その中を道が通っています。これが岩改龍河洞線です。そして山のてっぺんを通つちゅう林道は秋葉山から香北町西川の文代峠へ抜ける林道です。その中間地点になります。まあ、見て頂いたら分かるように回りは全て山になっております。自分たちも子供の時に、この場所に行ったことが有りますが、山の中にこんな広い土地があるのかと思うような広い土地でした。段々周りが山になってきて、最後には畑で生姜を作ったり、芋を作ったりしましたことを覚えております。その後周りが本当に山林になってきて、水の便利が悪くなってきて水が枯れたといいますか、水がちよろちよろ出ておりまして、その水も無くなってしまって数年作ることができなくなっております。もと [REDACTED]さんが、自分の山の関係であそこを購入して世話をすると、そういうことで出ております。別に問題は無いと思います。以上です。
- 議長　　はい、有難うございました。
ただ今より、議案第2号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。
- ごめん、この写真、資料3-2の1、2の写真が有りますけど、これ植えて、たぶん檜やと思うけど、どれがあ絆つの。これがあのおおきさやつら。
- 委員（15番）　　何年頃やつたろう、その後ちょっと荒らしちよつたと思いますけど、植えたのは。
- 議長　　木が植わってどれくらいなるかなあと思って、この大きさを見て。
- 委員（15番）　　10年以内ばあやないろうかね
- 事務局　　聞いてます。一応聞いてまして、奥にちょっと大きいのが見えてるのですが

ね、おそらく平成15年に植えたもので、手前の写ってるのがですね、平成28年に植林をしたと聞いてます。

議長 わかりました。有難うございました。
何かご質問有りませんか。

——質 疑 な し ——

議長 格段無いようすで採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異議なし——

議長 それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全 國 擊 手 ——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

2番、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷1847番8、地目は畠、面積は991m²、外1筆、計2筆で合計1,463m²、利用状況は山林、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、高齢化による労働不足のため、15年以上前から耕作できずに申請地を放置していた。その間に雑草や雑木が生えてしまい、現在の状態になってしまった。調査員は西村委員で資料は5です。

3番、申請地は土佐山田町植字万福寺1117番5、地目は畠、面積は451m²、外4筆、計5筆で合計1,238m²、利用状況は宅地、用悪水路、公衆用道路。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、1117番5は昭和初期より住宅があった物を昭和30年に約40m²の現在の住宅に改築し、住宅の敷地及び庭として利用した。その後平成11年に約110m²の住宅・車庫を建築し、現在に至っている。1117番6は平成8年に約30m²の農業用物置を建築し、宅地として利用、現在に至っている。1117番8は昭和25年より住宅が有り、昭和54年に現在の約70m²の住宅に改築し、宅地として利用している。1117番9は明治44年より、川悪水路として利用し始め、昭和53年に改修工事をし、現在に至る。1117番10は昭和30年より公衆用道路として利用し、現在に至っている。調査員は堤委員で資料は6です。

4番、申請地は香北町五百歳字中深田1502番3、地目は田、面積は218m²、利用状況は倉庫、駐車場。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、平成の初めに、県道拡張工事の資材置場として埋め立て、その後駐車場・倉庫として利用し、現在に至る。調査員は平山委員で資料は7です。

以上です。

- 議長 続いて補足説明を1番、永森さんからお願ひします。
- 推進委員(1番) はい、資料4-1、ここはこの公民館の南へ5分ほど歩いたところに有ります。住宅地の中にある建物で現在はこの人が■さんがもう売って、買った人が住みゆう感じです。お母さん、■さんという方は85歳で、あっちこっち認知症で施設を転々としゆうという状況で有りまして、娘さんの■さんが後見人ということでこここの管理をしゆうということです。この建物は昭和2年におじいさんが家を建てて、その後、お父さんが30年に建て替えたということで、昔のことで登記をしてないずつ、売ったき、この非農地証明が通れば登記をしたいと、こういう状況です。街中で市街化ですので問題は無いと思います。
- 議長 はい、有難うございました。続いて西村委員お願ひします。
- 委員(9番) 資料の5-1を見て下さい。航空写真のやつで黄色の枠になっているところの右の方で1回、何ヶ月か前に1回、非農地で申請があったところの100m 150m西の方です、そこが資料5-2と5-3。5-2の方は、ちょっと刈って、柿の木なんかあって、以前、何十年も前か杉田ダム土地改良区の方から、水がきて田んぼを少しやってたようですが、その後、柿の木を植えて、それも草ぼうぼう、木が生え、竹が生えという状況になってます。1847-8のところはそういうなにです。1849-9のところはもう山林のようになってまして、農地も難しいという形で立会しました。隣接のところも山林化になってまして、一部畠が有りまして、そのところは承諾の判断ももらっています。問題は無いと思います。以上です。
- 議長 はい、堀委員、続きまして。
- 委員(6番) はい、場所がちょっとわかりにくいですが、植楠目線の大日寺から東へ50m位のところを北へずっと入ってきた道がこの左側のちょっと広めの道です。それで右の下に30mっていう印があるところが■って墓地になってます。その間でちょっと、普段、皆さん、通らないので分からんかもしませんが、わかりにくいと思いますが。中の建物とかは20年以上前からこういう状態です。問題は無いと思います。以上です。
- 議長 はい、有難うございました。続きまして平山さん。
- 委員(2番) はい、資料は7-1から7-2でございますが、ここはですね、県道ぶちで私が小さい時は県道も狭かったですが、説明にあるように拡幅工事を行いまして、ちょうど■さんの下の辺から広くなっております。その際に、資材置き場にするということで、ちょっと埋め立てをしております。その後は農地としては使っておらず、■さんが倉庫を建てて、それとあと、写真にも有りますが、軽四がいつも停まっておりますが、2台ぐらい停まっていると思いま。残りは廃車になった分をそのまま放置してたような土地でございます、ということで非農地で問題は無いと思います。それでですね、■さんはちょっとご高齢になりまして、足腰が弱ってきたということで非農地証明取られてですね、ここに家が上段に有りますが、道路をつけたりとかいうような意向だそうです。以上です。
- 議長 はい、有難うございました。それではただ今より、第3号の非農地証明願いについての、皆さん方より、質問を受けたいと思いますので、何かご質問があればお願ひしたいと思います。

格段有りませんかね。写真を見ましてもですね、非農地化したのは随分前であってですね、格段今まで近隣と揉めたというふうなことも無ければですね、非農地っていうことになるというふうに思われますが、何かご質問有りませんか。

――質 疑 な し――

議 長 格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異 議 な し――

議 長 それでは議案第3号の非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全 員 挙 手――

議 長 はい、どうも有難うございました。

続きまして議案第4号農地法第5条の規定による届出についての報告案件ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宮前町15番1、地目は田、面積は359m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は2階建て一般住宅6棟、資料は8で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町宮前町15番16、地目は田、面積は360m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は倉庫・車庫・住宅の3棟、資料は9で調査員は事務局公文です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町百石町1丁目137番8、地目は畑、面積は135m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造2階建て住宅、露天駐車場2台、資料は10で調査員は事務局公文です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗日殿丸2450番2、地目は田、面積は347m²、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造平屋建て住宅1棟及び駐車場3台、資料は11で 調査員は事務局公文です。

以上です。

議 長 はい、有難うございました。議案第4号の農地法第5条の規定による届出の報告ですが、この件につきましてご質問を頂きたいと思いますが、何か質問は有りませんかね。

事 務 局 ひとつ補足をします。

議 長 はい、どうぞ。

事 務 局 すいません、申請番号1番なんですけども、前回の定例会で4条での届出が出ておりましたが、その申請者から取り下げが有り、今回5条で再出をしたいと届

出があったものです。以上です。

議長 はい、補足の説明が有りましたが、皆さん方、何かご質問は有りませんか。

――質疑なし――

議長 格段無ければですね、議案第4号につきましては報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思います。

それでは続きまして議案第5号香美市農用地利用集積計画についての質問で有りますが、説明をお願いをします。

事務局 議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

議案書の方は6ページから、貸借による利用権設定について説明致します。

1番、再設定になります。土佐山田町の農地、2筆を、[REDACTED]さんが借り受け、生姜を栽培します。賃貸借権で期間は5年となります。

2番も同じく再設定で、土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、生姜を栽培致します。こちらも賃貸借権で期間は5年となります。

続きまして7ページに移ります。3番、再設定になります。土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、オクラと春菊を栽培します。賃貸借権で期間は5年となります。

次に8ページになります。4番、再設定で、土佐山田町の農地6筆を、[REDACTED]さんが借り受け、花木を栽培します。使用貸借権で期間は10年となります。

5番も、再設定で、土佐山田町の農地を、[REDACTED]さんが借り受け、青ネギを栽培致します。使用貸借権で期間は5年となります。

次に9ページに移ります。6番、新規設定になります。土佐山田町の農地3筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年となります。

7番は、再設定になります。土佐山田町の農地6筆を、[REDACTED]さんが借り受け、水稻、青ネギ、野菜を栽培致します。使用貸借権で期間は5年です。

次に10ページに移ります。8番、再設定で、土佐山田町の農地2筆を、[REDACTED]さんが借り受け、生姜を栽培致します。賃貸借権で期間は3年です。

次に9番、10番、11番は、いずれも新規設定で、3人の方がそれぞれ所有する香北町の農地、合計で8筆になります。[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃貸借権で期間はいずれも10年となります。

以上です。

議長 はい、以上説明が終わりましたので、議案第5号の香美市農用地利用集積計画についてご質問を受けたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。

何か質問は有りませんか。

――質疑なし――

議長 格段無ければですね、質問ですので、採決をとりたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長 それでは議案第5号の香美市農用地利用集積計画の質問で有りますが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

- 議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第6号香美市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定についての説明をお願いします。
- 事務局 はい。議案第6号 香美市空き家に付属した農地の別段の面積取扱基準の制定について、説明致します。資料は13ページからです。
本案件については、前回、前々回の意見交換会で提案をさせていただき、検討してきたところです。内容については空き家バンクに登録されました、空き家に付随する農地に限って、農地を取得する場合に、条件を満たせば0.1アールから取得できる下限面積を設定するというものです。
それでは取り扱いに沿って説明していきたいと思います。
第1条は、趣旨として、農地法第3条の規定に基づく農地の権利取得の取り扱いに関し必要な事項を定めると規定をしています。
第2条では、用語の意義について定めています。
第3条の別段の面積では、空き家に付属した農地については、下限面積を0.1aとして取得しやすいことで設定をしています。
第4条では、適用条件として、単位は1筆ごととし、遊休農地であるか耕作の見込みがない農地であること。空き家と所有者が同一であること。不動産投機等目的の農地取得を防ぐため、3年以上継続して耕作すること。権利設定は所有権移転とすることを規定しています。3年以上継続して耕作するっていうところは農地法3条で農地を取得するには3年3作という高知県のルールが有りますのでそれに併せて3年としております。
次、第5条の添付書類は、農業委員会に提出する申請書等について規定をしています。
第6条の指定の解除については、指定を解除する要件として、空き家を取得した者が指定農地を取得したとき、空き家バンクの登録が確認できないときなどに解除する規定をしています。
第7条では、指定及び指定解除の方法として、総会の決定を経ることを規定しています。
第8条では、空き家に付属した農地を指定し、または解除をしたときには、速やかに公告をすることとしています。
第9条、許可後の調査及び指導においては、農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について、適宜調査を行うことを規定をしています。
説明については、以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長 以上事務局の方から説明が有りましたので、皆さん方から、色々ご意見を頂きたいと思いますが、何か有りませんかね。
今までに例が無かったわけですけども、全国的にですね、人口を呼び込むためにとか、都会の人が田舎暮らしをしたいとかいうふうな希望があってですね、空き家を買ったときに、隣接する農地を家庭菜園的に作りたいという人が希望があるというふうに聞いてます。そんな中ですね、下限面積を0.1aまで引き下げて、少ない面積でも農地として取得できますよという制度にするというふうなことで、条例というか、香美市だけでこの要綱を拵えてますけれども、他の地域においてもこういう要綱を策定しているところがあってですね、それを参考にさせていただいて香美市が作らせていただいたということでいいと思いますけれども。中に何かおかしいことがあればですね、直すこともできますので、皆さん方から、何かご意見があればいただきたいと思います。
さっき私が言ったように何か進めていきよって、ちょっとこう変更せざるをえんような時があればですね、またその時点で変更できるというふうな考えを

持ってますので、一応皆さん方から何かご意見があれば伺つておけば非常に有りがたいと思うわけですけども、格段無ければですね、こういう形で香美市としては要綱を策定しておきたいというふうに思つてますけんと、何かご意見ございませんか。

委員（6番）

はい。

議長

はい、どうぞ。

委員（6番）

質問です。下限は0.1a、上限は10aですか。

事務局

上限は特に有りません。

委員（6番）

ない。

事務局

はい。無いんですけど、何でもいいっていう訳ではなくてその空き家に付随した農地についてということで。それ以上ですと、香美市の通常の下限面積が40とか30なんですが、それ以上の場合はですね、通常3条とおり耕作をされてですよね、できるという判断ができるんですね、購入は可能になります。

議長

新たに農家になるということ。

事務局

遊休農地ですね、山間部、遊休農地については、空き家に付隨したところで、その申請にですね、何箇所も持っている方が想定されると思うんですけども、その平場のところなんかについてはですね、これまでどおり、担い手へ繋いだ方がいい農地は担い手へ繋いで、その他の、山間など、難しいところについてはこういった制度を使ってやっていくというようになっていくと思いますので。登録したい農地は一応登録できるというようになります。

議長

また14ページですね、第4条（1）の中にですね、1筆ごとを単位とし、適用する時点では全て又は一部が遊休農地であるこというふうなことにならうわけですよ。遊休農地を買って家庭菜園にそこを解消してもらうというふうなことにもなるわけですので、遊休農地でないといかんとかいうふうな1項があるがですね。

事務局

そうです。今日提案させていただいた分については遊休農地で無いと下限面積の設定を10a以下に落とせませんので、遊休農地で無い場合は通常の下限面積の設定になります。

議長

そういう規定が有りますが、売りたい人がですね、家庭菜園的に小さい面積をきっちり管理をして作って、自家用の野菜なんかを作つておる農地がある場合も、それを遊休農地で無いと買えんかえというふうなことになるとですね、なかなか前へ進まんところもあると思いますので、そのところは実際に出てきた場合にきれいに管理をされよっても、あと引き続いて家庭菜園的に作つていただけるという事があればですね、あえてその遊休農地というふうなことになつてなくつてもいいんじゃないだろうかと思ひは私はもつてます。そこはケースバイケースで実際出てきた時にどういう対応するかはですね、また検討したいというふうに思つてます。

一応こういうことで進めたいと思ってますが、何か皆さん方ご意見あればいただきたいですけんと。格段無ければですね、議案第6号の香美市空き家に付属した農地の別段面積の取扱基準の制定について、承認を求めるということになつてますので、こういう形で皆さん方からご承認を頂きたいというふうに思

いますけど、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長

それでは格段ご質問が、まあ、1件出ましたけれども他に無いようですので議案第6号の香美市空き家に付属した農地の別段面積の取扱基準の制定について皆さん方から賛成の方の挙手を頂きたいと思いますので、よろしくお願ひします。賛成の方、挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、全員賛成ということで認めて頂きましたので、これからそういう例が出てきた場合にですね、人口が増えるためには、非常にいいことだろうというふうな思いもしますので、よろしくお願ひをしたいと思います。有難うございました。

それでは議案第7号のその他の件ですが、何か有りますか。

事務局

すみません。特に無いんですけど、先ほどの空き家の件なんですけど、承認頂きまして有難うございました。今、1件ですね、登録をしたい、前回、ちょっと意見交換会で出させていただいたところが申請の予定になっておりますので、12月か1月の中旬位までにはですね、こちらの方を施行したいと考えておりますのでよろしくお願ひ致します。以上です。

議長

買いたいという人が現れてからよね。その前に一応登録されちゅうろう。

事務局

流れとしましては、その所有者の方から申請が有りますので、その時点で農業委員会にかけまして、その地番について指定すると、下限面積について指定するということになります。それから空き家バンクの方に家と一緒に農地が売りに出されるという流れになります。

議長

先に指定をしちょくがか。わかりました。

皆さん、他に無ければですね、あと最適化推進意見交換会を開催をしたいと思いますので約20分、今12・3分ですが、20分まで休憩をしてですね、意見交換会にしたいと思いますのでよろしくお願ひをします。

閉会(16時13分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原心一



署名人

三谷高重



署名人

山内茂

